

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.121

No.121 2018.4.26

■ 規制のサンドボックス制度法案衆院通過

2018年4月17日、生産性向上特別措置法案が衆議院本会議を賛成多数で通過しました。

同法案は、産業の生産性向上を短期間で実現する措置をとらなければ国際競争力が大きく低下するおそれがあることから、新技術等実証の促進等による短期間での生産性の向上に関する施策を講ずることで国際競争力の維持・強化等を図ることを目的とし、その施策のひとつとして「規制のサンドボックス」制度を設けることをその内容とします。

同法案が構想する「プロジェクト型サンドボックス制度」では、政府が新技術等実証その他の革新的事業活動の促進に関する施策の推進・実施のために実行計画を作成し、新技術等実証の推進に向けた基本的方針を定めます。

新たな規制の特例措置を受けて新技術等実証をしようとする者は主務大臣に特例措置の整備を求め、大臣は革新的事業活動評価委員会の意見を聴取した上でこれを必要・相当と認めるときには特例措置の内容を通知・公表します。

新技術等実証を実施しようとする者は実証計画を作成し、主務大臣は上記委員会の意見を聴取した上で計画を適切と認めた場合には認定をします。認定を受けた認定新技術等実証実施者は、参加者等の同意を得て計画を実行します。新技術等実証実施のための規制の特例措置は政令・省令により定められます。

■ 限定なきサンドボックス制度の危険性

プロジェクト型サンドボックス制度のもとでは、新技術実証の名の下に、規制の特例措置により、既存の規制が排除されます。国会における議論では、ギグエコノミーの分野で活用することも構想されていることが表れています。例えば、道路運送法下で認められていない「ライドシェア」なども、法改正を経ることなく実施が可能となることも考えられます。国家戦略特区のもとで解雇の金銭解決制度の導入が議論されたことも記憶に新しいですが、このように労働者保護法制の特例措置による排除も懸念されます。

サンドボックス制度を金融分野などで導入している諸国も一部あるようですが、上記のとおり、サンドボックス制度は労働分野において極めて大きな危険をはらむものであるというべきです。

法案は既に衆議院を通過しております。早急に法案の抱える問題点・危険を分析・抽出し、対応をしなければなりません。今後の動向にご注目ください。

■ 緊急院内集会（4.27）にご参加を！

日本労働弁護団では高度プロフェッショナル制度とセットの一括法案の成立を阻止するため、下記のとおり集会を開催します。みなさま、是非奮ってご参加下さい！

日時：4月27日 17:30～18:30

場所：衆議院第一議員会館地下1階大会議室

参加費：無料（事前申込不要）

[発信元]

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 4階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790